

**令和5年度
第1回彦根市公共下水道事業審議会**

彦根市下水道事業経営戦略の素案について

令和5年7月5日

彦根市

－ 目 次 －

内 容	該当ページ
1. 令和4年度 第3回審議会における審議内容	P. 1
2. 彦根市下水道事業経営戦略の素案について	P. 3

1. 令和4年度 第3回審議会の審議内容

(1) 令和4年度 第3回審議会の概要

「彦根市公共下水道事業審議会 彦根市下水道事業経営戦略」(令和4年度 第3回審議会)については、令和5年3月22日に行い、経営戦略の策定に係る投資・財政計画について、審議が行われた。

(2) 令和4年度 第3回審議会の審議内容

令和4年度 第3回審議会における審議内容は、以下のとおりである。

【審議内容】

①本市における下水道使用料の方針(令和4年度 第2回審議会の追加審議)

令和4年度 第2回審議会において、本市における下水道使用料の方針は、分流式下水道等に要する経費のうち、使用料対象資本費について私費(使用料)で賄うこととするため、下水道事業経営の健全化のためには、令和8年度を初年度として、現状の下水道使用料に対して最終的に30%程度の改定が必要となる必要があることについて審議を行った。

令和4年度 第3回審議会においては、市民や議会等に説明していくにあたり、30%値上げをしなければいけないという根拠について、背景、状況に関するデータを追加し、追加審議を行うこととする。

【審議結果】

- ① 審議会の結果、「令和8年度に10%値上げを行う」パターンで経営戦略の策定することとする。
- ② 料金改定についてやむをえないと理解したが、市民に対して丁寧に説明していく必要がある。

2. 彦根市下水道事業経営戦略の素案について

(1) 彦根市下水道事業経営戦略

彦根市下水道事業経営戦略は、彦根市公共下水道事業・第6期経営計画に基づき、作成を行った。
なお、前回計画からの主な変更点は、以下のとおりである。

①計画期間

計画期間については、前回計画が平成29年度～令和8年度(平成38年度)に対して、今回計画は令和5年度から令和14年度とする。

②投資計画

投資計画については、前回計画では令和7年度までに管渠整備を完了し、その後、農業集落排水施設の接続を予定し、期間内は管渠布設による整備区域の拡大が主な事業であった。

今回計画では、滋賀県琵琶湖流域下水道の進捗により前回計画より2年遅れるが、管渠整備を令和9年度までの完了を目指し、その後、農業集落排水施設の接続を予定し、下水道施設の早期整備完了を目指す。

また、令和5年度には「第2期ストックマネジメント計画」を策定予定であり、計画的かつ効果的な改築事業を実施する方針であり、雨水整備事業についても、効率的かつ総合的な浸水対策を実施していくため、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標を定める「雨水管理総合計画」の策定に着手している。

③財政計画

財政計画については、前回計画では計画期間中の下水道使用料の改定は予定しておらず、今後、適正な下水道使用料の見直しを行うこととしていた。

今回計画では、下水道使用料について、分流式下水道等に要する費用のうち、使用料対象資本費について使用料で賄う方針とし、令和8年度に下水道使用料の改定を予定している。また、下水道使用料の改定により、一般会計からの繰入金の削減に努めることとしている。

④経営戦略の見直し時期について

経営戦略については、「経営戦略策定・改定ガイドライン」(総務省 平成31年3月29日)において、「毎年度の進捗管理と一定期間(3～5年毎)の成果の検証・評価した上で行い、より質の高い「経営戦略」にすること」と示されている。

したがって、経営戦略の見直し時期については、「彦根市公共下水道事業・第6期経営計画」の策定期間が、令和3年度から令和7年度であることから、次期経営戦略は経営計画と計画期間の整合を図ることとし、「彦根市公共下水道事業・第7期経営計画」(策定期間:令和8年度から令和12年度)に合わせて、令和7年度に見直しを行うこととする。

彦根市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 彦根市

事 業 名 : 公共下水道、特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 令和 5 年 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共:平成3年度(32年) 特環:平成12年度(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	41.1人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区		
処理場数	処理場を有しません		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道事業です。 コミュニティプラントの公共下水道への接続は、令和4年度末現在で、市内41施設中31施設について接続が完了しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排・浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	二部使用料制(基本料金+従量累進料金(5段階))		
	区分	基本料金	1か月あたり・税抜 超過料金(1立方メートルにつき)
	一般排水	1,280円	10立方メートルまで:基本料金のみ 10立方メートルを超え30立方メートルまで:140円 30立方メートルを超え50立方メートルまで:150円 50立方メートルを超え100立方メートルまで:160円 100立方メートルを超える分:170円
	特定排水 工事・事業所等(公衆浴場、公共施設等を除く)から排除される汚水	上記に同じ	10立方メートルを超え750立方メートルまで:一般排水と同じ 750立方メートルを超える分:227円
公衆浴場排水	300立方メートルまで 9,520円	300立方メートルを超える分:72円	

彦根市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 彦根市

事 業 名 : 公共下水道、特定環境保全公共下水道

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	公共:平成3年度(26年) 特環:平成12年度(17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適 (平成32年度から法適(一部適用)予定)
処理区域内人口密度	42.2人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区		
処理場数	処理場を有しません		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道事業です。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	二部使用料制(基本料金+従量累進料金(5段階))
-----------------------	--------------------------

業務用使用料体系の概要・考え方	上記のとおり(公衆浴場排水を除く。)						
その他の使用料体系の概要・考え方	従量制5段階目については、市長が認める公共または公益部門は除外しています。						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,680	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	3,001	円
	令和3年度	2,680	円		令和3年度	3,002	円
	令和4年度	2,680	円		令和4年度	3,059	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道総務課 下水道総務係	19人
	上下水道業務課 下水道業務係	
	下水道建設課 建設第一係	
	下水道建設課 建設第二係	
事業運営組織	平成23年4月に下水道部と水道部を上下水道部として組織を統合し、平成23年10月には上水道部門の移転(場所の統合)により組織再編を行いました。令和5年3月31日現在、3課4係体制の組織で運営しています。	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料徴収業務、管渠等清掃業務、マンホールポンプ保守点検業務等
	イ 指定管理者制度	該当ありません
	ウ PPP・PFI	該当ありません
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり

業務用使用料体系の概要・考え方	上記のとおり(公衆浴場排水を除く。)						
その他の使用料体系の概要・考え方	従量制5段階目については、市長が認める公共または公益部門は除外しています。						
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	2,894	円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度	3,264	円
	平成28年度	2,894	円		平成28年度	3,272	円
	平成29年度	2,894	円		平成29年度	3,198	円

③ 組織

職員数	上下水道総務課 下水道総務係	20人
	上下水道業務課 下水道業務係	
	下水道建設課 建設第一係	
	下水道建設課 建設第二係	
事業運営組織	平成23年4月に下水道部と水道部を上下水道部として組織を統合し、平成23年10月には上水道部門の移転(場所の統合)により組織再編を行った。平成28年10月1日現在、3課4係体制の組織で運営しています。	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料徴収業務、管渠等清掃業務、マンホールポンプ保守点検業務等
	イ 指定管理者制度	該当ありません
	ウ PPP・PFI	該当ありません
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません

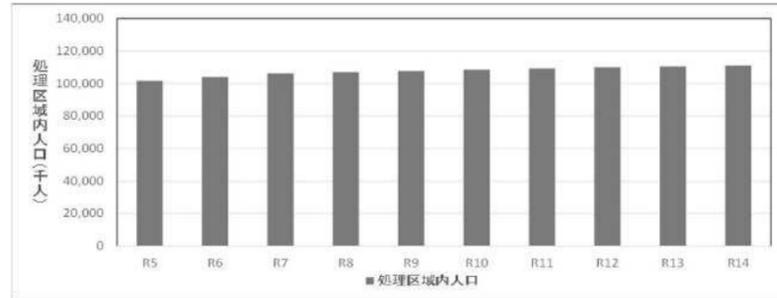
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

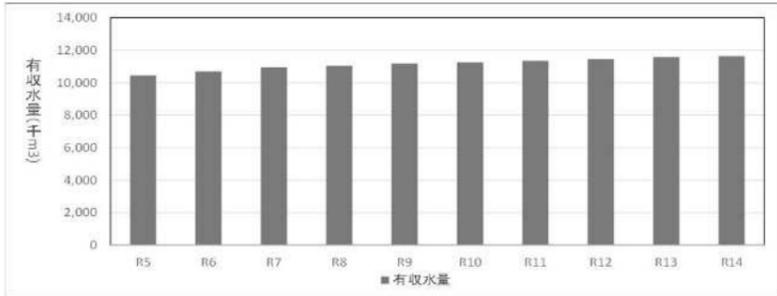
(1) 処理区域内人口の予測

今後新規整備を行う区域分の人口増加と、行政人口が減少することに伴う処理区域内人口の減少を見込んで設定しました。行政人口については、「彦根市人口ビジョン」(令和4年3月)と整合を図り、設定しました。令和4年度末において、処理区域内人口は97,095人であり、令和14年度には111,177人となる見通しです。また、計画期間外になりますが、処理区域内人口は令和16年度にはピークを迎えて112,162人となり、その後減少する見通しです。



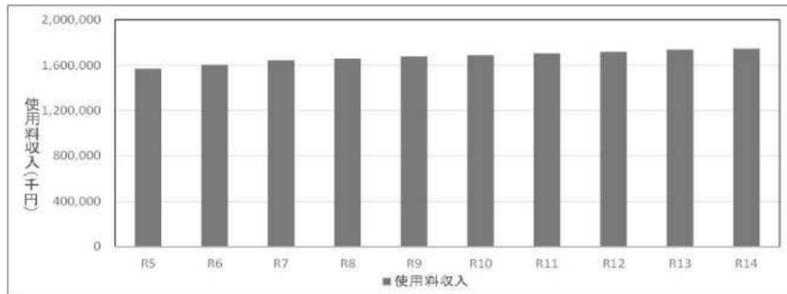
(2) 有収水量の予測

一般排水については、令和3年度の実績値より算定した1人1日当り有収水量を処理区域内人口に乗じて算出しました。一般排水の1人1日当り有収水量:295ℓ/日・人(R3年度実績)



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の見通しは、令和3年度の使用料単価実績(150.3円/m³)に有収水量を乗じて算出しました。令和4年度の使用料収入は約14.8億円となりますが、令和14年度には約17.4億円となる見通しであり、令和17年度をピークに減少する見通しです。



(4) 施設の見通し

本市では、今後の計画の中で、令和9年度に整備事業を完了させることを目標としており、その後、農業集落排水施設等の公共下水道への接続を計画しています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

【前回計画では記載項目なし】

(2) 有収水量の予測

【前回計画では記載項目なし】

(3) 使用料収入の見通し

【前回計画では記載項目なし】

(4) 施設の見通し

【前回計画では記載項目なし】

(5) 組織の見直し

事務・事業の見直しを継続的に推進し、それと併せて組織の見直しや適正な人員配置を検討していきます。

(5) 組織の見直し

【前回計画では記載項目なし】

3. 経営の基本方針

下水道の未普及地域解消を図るための整備促進および計画的な維持管理を着実にを行うことにより、河川や琵琶湖の水質保全に寄与し、生活環境を改善し、市民生活が、健康で住みやすく快適なものになることをめざします。
将来の目標「快適な生活環境づくり」
1. 公共下水道の整備 ……計画的かつ効率的な整備推進による未整備地域の早期解消
2. 水洗化の普及促進 ……水洗化(下水道への接続)の普及促進
3. 維持管理体制の充実 …… 1) 管渠の適正な維持管理による機能の確保
2) 浸入水の解消による有収率の向上
3) 施設の効率的な改築による改築事業費の平準化
4) 地震時における流下機能の確保等
4. 経営の健全化 …… 1) 未収金の解消による自主財源の確保
2) 使用料の適正化

3. 経営の基本方針

下水道の未普及地域解消を図るための整備促進および計画的な維持管理を着実にを行うことにより、河川や琵琶湖の水質保全に寄与し、生活環境を改善し、市民生活が、健康で住みやすく快適なものになることをめざします。
将来の目標「快適な生活環境づくり」
1. 公共下水道の整備 ……計画的かつ効率的な整備推進による未整備地域の早期解消
2. 水洗化の普及促進 ……水洗化(下水道への接続)の普及促進
3. 維持管理体制の充実 …… 1) 管渠の適正な維持管理による機能の確保
2) 不明水の解消による有収率の向上
3) 施設の効率的な改築・更新による長寿命化
4) 地震時における流下機能の確保等
4. 経営の健全化 …… 1) 未収金の解消による自主財源の確保
2) 使用料の適正化

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり
※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

(2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	現在、計画区域の整備事業を継続しており、令和9年度までに一般的な整備を完了し、その後、農業集落排水施設の接続を予定し、下水道施設の早期整備完了を目指します。 また、下水道事業を持続させるために、ストックマネジメント計画に基づく、計画的かつ効果的な改築事業を中長期的な観点をもって実施します。
-----	--

目 標	現在、計画区域の整備事業を継続しており、平成37年度までに一般的な整備を完了し、その後、農業集落排水施設の接続を予定しています。今後10年間の投資の内容は、管渠布設による整備区域の拡大が主なものとなります。 また、社会資本総合整備計画にもとづき、総合地震対策や長寿命化への取り組みを併せて実施していきます。
-----	--

1. 新規管渠整備
新規管渠整備は、過年度の整備実績や残整備面積を考慮し、12.3億円/年の事業費を見込んでいます。
事業内容としては、新規管渠整備を令和9年度に完了を目指し、その後、農業集落排水施設を接続します。
また、供用済みの管渠施設について、ストックマネジメント計画に基づいて計画的な維持管理および長寿命化対策を実施することで、今後増大する老朽化施設の延命化に努めます。

2. 流域下水道建設負担金
流域下水道建設負担金は、過年度の事業費実績を考慮し、2.5億円/年の事業費を見込んでいます。

3. 雨水整備事業
雨水整備事業は、過年度の事業費実績等を考慮し、1.0億円/年の事業費を見込んでいます。
今後、効率的かつ総合的な浸水対策を実施していくために、下水道による浸水対策を実施すべき区域や対策目標等を定める「雨水管理総合計画」を策定します。

【前回計画では記載項目なし】

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>現行の補助制度を最大限に活用しながら、下水道利用者の負担や市全体の財政状況を考慮したうえで、財源を設定します。</p>
-----	--

<p>1. 使用料収入 使用料収入は、令和17年度まで増加を見込んでいますが、以降は人口減少にともなう使用料収入の減少を見込んでいます。使用料は、分流式下水道等に要する経費のうち、使用料対象資本費について私費(使用料)で賄う方針である。令和4年度に下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、令和8年度に下水道使用料の改定を予定している。</p> <p>2. 資本的収入 資本的収入には、国庫補助金、企業債、受益者負担金等を見込んでいます。なお、下水道事業債の元金償還期限と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補い、後年度への公平な負担を図るために、資本費平準化債の活用を図ります。</p> <p>3. 繰入金収入 一般会計繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、下水道事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要する事業であることから、収支が均衡しない年度においては、基準外の繰入も見込んでいます。基準外の繰入は、さらなる経費の削減に努め、使用料改定などに取り組み、削減に努めます。なお、令和8年度に使用料の改定を目指しており、基準外の繰入れの削減に努めます。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>1. 職員給与費 職員給与費は、本市公共下水道事業第6期経営計画に整合を図り、令和4年度予算と同程度を見込んでいます。</p> <p>2. 維持管理費 流域維持管理負担金は、新規整備の進捗にともなう経費の増加分を見込んでいます。本市管渠施設の維持管理費は、本市公共下水道事業第6期経営計画に整合を図り、令和4年度予算と同程度を見込んでいます。物価上昇による増加は見込んでいません。また、見直し時点でのエネルギー関係経費の上昇について、今後の動向予測が難しいことから、現在の水準が継続するものとして見込んでいます。</p>

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>管渠の建設の財源については、下水道整備事業における補助対象事業費の2分の1が国庫補助金であるほか、所定の下水道事業債の発行、受益者負担金での財源確保を見込んでいます。下水道使用料については、一方で整備区域の拡大に伴い有収水量が増加するが、他方で節水と相まって使用料収入は微増となる見通しです。水洗化人口予測は、「彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口ビジョン」(平成28年(2016年)3月)に基づく行政処理区域内人口の普及率により推測しています。使用料については、整備済区域での早期水洗化を促し、整備予定区域における水洗化率の向上に努めることや、さらに未収金対策を実施していくことで、収入の確保に努めます。また、平成32年度に地方公営企業法を適用する予定であることから、企業会計による財務指標を得たうえで、平成30年度から下水道使用料体系を単身世帯に配慮した基準に見直すなどの検討に入ります。その際には、平成31年10月から消費税率が10%に改正されるため、下水道使用料に反映した改正とします。下水道事業債の元金償還期限と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補い、後年度への公平な負担を図るために、資本費平準化債の活用を図ります。一般会計繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、下水道事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要する事業であることから、収支が均衡しない年度においては、基準外の繰入も見込んでいます。基準外の繰入は、さらなる経費の削減に努め、また、地方公営企業法の適用により再度見直しを行い、使用料改定などに取り組み、削減に努めます。</p>
-----	---

<p>1. 使用料収入 使用料収入は、令和17年度まで増加を見込んでいますが、以降は人口減少にともなう使用料収入の減少を見込んでいます。使用料は、分流式下水道等に要する経費のうち、使用料対象資本費について私費(使用料)で賄う方針である。令和4年度に下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、令和8年度に下水道使用料の改定を予定している。</p> <p>2. 資本的収入 資本的収入には、国庫補助金、企業債、受益者負担金等を見込んでいます。なお、下水道事業債の元金償還期限と減価償却期間との差により構造的に生じる資金不足を補い、後年度への公平な負担を図るために、資本費平準化債の活用を図ります。</p> <p>3. 繰入金収入 一般会計繰入金については、国が示す繰出基準に基づく繰入のほか、下水道事業は施設の建設に巨額の資金を必要とし、その投下資本の回収に長期間を要する事業であることから、収支が均衡しない年度においては、基準外の繰入も見込んでいます。基準外の繰入は、さらなる経費の削減に努め、使用料改定などに取り組み、削減に努めます。なお、令和8年度に使用料の改定を目指しており、基準外の繰入れの削減に努めます。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>維持管理の個別費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> <th>H34</th> <th>H35</th> <th>H36</th> <th>H37</th> <th>H38</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員給与費</td> <td>63,926</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>80,000</td> <td>60,000</td> <td>60,000</td> <td>60,000</td> <td>60,000</td> <td>60,000</td> <td>60,000</td> </tr> <tr> <td>修繕費</td> <td>1,340</td> <td>1,340</td> <td>1,340</td> <td>1,340</td> <td>1,340</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> <td>1,450</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>123,619</td> <td>125,000</td> </tr> <tr> <td>流域下水道維持管理負担金</td> <td>651,133</td> <td>659,664</td> <td>668,909</td> <td>678,305</td> <td>687,833</td> <td>699,210</td> <td>706,901</td> <td>724,223</td> <td>733,926</td> <td>741,905</td> <td>758,077</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td>806,315</td> <td>832,312</td> <td>807,908</td> <td>781,673</td> <td>755,073</td> <td>578,674</td> <td>535,650</td> <td>494,968</td> <td>459,300</td> <td>428,645</td> <td>400,946</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>115,625</td> <td>94,660</td> <td>94,660</td> <td>94,660</td> <td>94,660</td> <td>94,600</td> <td>94,600</td> <td>94,600</td> <td>94,600</td> <td>94,600</td> <td>95,550</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,761,958</td> <td>1,792,976</td> <td>1,777,817</td> <td>1,760,978</td> <td>1,743,906</td> <td>1,558,884</td> <td>1,523,551</td> <td>1,500,191</td> <td>1,474,226</td> <td>1,451,550</td> <td>1,441,023</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 職員給与費 平成28年度は決算見込、平成29年度～平成32年度は本市公共下水道事業第5期経営計画に整合、平成33年度以降25%削減。 (2) 修繕費・委託費 平成28年度決算見込と同水準で推移。 (3) 流域下水道維持管理負担金 現行の琵琶湖流域下水道東北部処理区第5期経営計画に基づく流域下水道維持管理負担金を基に計上。 (4) 支払利息 平成27年度までに借入れた地方債の支払利息を算出し、平成28年度以降の地方債借入による支払利息分を合算して計上。下水道事業債は、償還期間30年・元金据置期間5年・利率1.5%、資本費平準化債は、元金分を償還期間15年・元金据置期間3年・利率1.0%、利子分を償還期間10年・元金据置期間2年・利率1.0%で一定に推移して計上。 (5) その他 平成28年度は決算見込、平成29年度～平成32年度は本市公共下水道事業第5期経営計画に整合、平成33年度以降は本市第5期経営計画を基に計上。</p>		H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	職員給与費	63,926	80,000	80,000	80,000	80,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	修繕費	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,450	委託費	123,619	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	流域下水道維持管理負担金	651,133	659,664	668,909	678,305	687,833	699,210	706,901	724,223	733,926	741,905	758,077	支払利息	806,315	832,312	807,908	781,673	755,073	578,674	535,650	494,968	459,300	428,645	400,946	その他	115,625	94,660	94,660	94,660	94,660	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	95,550	合計	1,761,958	1,792,976	1,777,817	1,760,978	1,743,906	1,558,884	1,523,551	1,500,191	1,474,226	1,451,550	1,441,023
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38																																																																																					
職員給与費	63,926	80,000	80,000	80,000	80,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000																																																																																					
修繕費	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,450																																																																																					
委託費	123,619	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000	125,000																																																																																					
流域下水道維持管理負担金	651,133	659,664	668,909	678,305	687,833	699,210	706,901	724,223	733,926	741,905	758,077																																																																																					
支払利息	806,315	832,312	807,908	781,673	755,073	578,674	535,650	494,968	459,300	428,645	400,946																																																																																					
その他	115,625	94,660	94,660	94,660	94,660	94,600	94,600	94,600	94,600	94,600	95,550																																																																																					
合計	1,761,958	1,792,976	1,777,817	1,760,978	1,743,906	1,558,884	1,523,551	1,500,191	1,474,226	1,451,550	1,441,023																																																																																					

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の県・市町と不明水対策など広域的な連携を積極的に進め、経費縮減に努めます。
投資の平準化に関する事項	実施計画に変更が生じた場合には、一定期間に集中しないように投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場を有しない流域関連公共下水道事業であり、管渠の建設事業に限られたなかで民間活力を活用できる点があるかを検討します。
その他の取組	防災対策や危機管理体制の強化として、彦根市地域防災計画に基づき下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の策定に取り組み、下水道業務に携わる他事業者とも連携して取り組んでいきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料は、琵琶湖流域下水道東北部処理区の経営計画と整合を図り、計画期間における収支・財政計画を基に、定期的に使用料改定の必要性を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	保有する資産は管渠のみであるため、資産活用に関する情報を収集します。
その他の取組	コミュニティプラントについて、接続可能となった施設から、引き続き接続の協議をすすめていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道使用料徴収業務や下水道管渠の維持管理業務は民間委託を実施しているが、今後窓口業務等案件ごとに委託を効率的に行うよう検討します。
職員給与費に関する事項	令和4年5月に市役所本庁舎へ移転し、料金徴収委託事業者と連携しやすい環境となったため、今後、必要に応じて人員削減に努めます。
動力費に関する事項	処理場等を有しないため、該当はありません。
薬品費に関する事項	処理場等を有しないため、該当はありません。
修繕費に関する事項	必要に応じて見直しを検討します。
委託費に関する事項	必要に応じて見直しを検討します。
その他の取組	下水道サービスを安定的に供給し続けるため、また、管路の老朽化を見据えて、経費の適正化に努めます。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の県・市町と不明水対策など広域的な連携を積極的に進め、経費縮減に努めます。
投資の平準化に関する事項	実施計画に変更が生じた場合には、一定期間に集中しないように投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	処理場を有しない流域関連公共下水道事業であり、管渠の建設事業に限られたなかで民間活力を活用できる点があるかを検討します。
その他の取組	防災対策や危機管理体制の強化として、彦根市地域防災計画に基づき下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の策定に取り組み、下水道業務に携わる他事業者とも連携して取り組んでいきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	地方公営企業法の適用により得られる財務指標を基に、適正な使用料の見直しを行います。
資産活用による収入増加の取組について	保有する資産は管渠のみであるため、資産活用に関する情報を収集します。
その他の取組	コミュニティプラントについて、接続可能となった施設から、引き続き接続の協議をすすめていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	下水道使用料徴収業務や下水道管渠の維持管理業務は民間委託を実施しているが、今後窓口業務等案件ごとに委託を効率的に行うよう検討します。
職員給与費に関する事項	平成31年5月に市役所本庁舎へ移転し、料金徴収委託事業者と連携しやすい環境になるため、人員削減に努めます。
動力費に関する事項	処理場等を有しないため、該当はありません。
薬品費に関する事項	処理場等を有しないため、該当はありません。
修繕費に関する事項	必要に応じて見直しを検討します。
委託費に関する事項	必要に応じて見直しを検討します。
その他の取組	下水道サービスを安定的に供給し続けるため、また、管路の老朽化を見据えて、経費の適正化に努めます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>安心して下水道を利用していただくため、市広報およびホームページ等を活用し、彦根市公共下水道事業第6期経営計画や経営戦略にかかる進捗状況などを市民に情報発信します。</p> <p>また、経営戦略の事後検証については、計画数値と実績の比較検証を毎年度行います。</p>												
経営健全化に関する業務指標及び目標年限	<p>経営健全化に関する業務指標は、経費回収率及び水洗化率とし、それぞれの目標値および目標年限は以下のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="736 468 1240 548"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>R3</th> <th>R8</th> <th>R14</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経費回収率(%)</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>水洗化率(%)</td> <td>91</td> <td>93</td> <td>96</td> </tr> </tbody> </table>	項目	R3	R8	R14	経費回収率(%)	100	100	100	水洗化率(%)	91	93	96
項目	R3	R8	R14										
経費回収率(%)	100	100	100										
水洗化率(%)	91	93	96										
経費回収率向上に向け、収入増加のための具体的取組及び実施時期	<p>将来にわたり安定的に事業を継続していくため、令和8年度に約10%の下水道使用料の改定を予定しています。</p> <p>また、水洗化率の向上による使用料収入の増収を目指し、水洗化普及員による個別訪問を実施します。</p>												
経費回収率向上に向け、支出削減のための具体的取組及び実施時期	<p>現在、計画区域の整備事業を継続しており、令和9年度までに一般的な整備を完了し、その後、農業集落排水施設の接続を予定し、下水道施設の早期整備完了を目指します。</p> <p>また、下水道事業を継続的に運営させるために、ストックマネジメント計画に基づく、計画的かつ効果的な改築事業を中長期的な観点をもって実施します。</p> <p>なお、本市は処理場を有しない流域関連公共下水道事業であり、管渠の建設・維持管理事業の限られた範囲となりますが、民間活力を活用できる点があるか検討します。</p>												
経費回収率向上に向けたロードマップ	<p>計画期間中は経常収支比率100%以上の経営基盤を維持するとともに、収入確保のため、管渠整備の促進や未接続家屋への接続勧奨による接続戸数の増加、水洗化の普及促進活動への継続した取り組みにより、有収水量の確保を図ります。</p> <p>また、概ね5年毎に収支実績と取組効果の確認を行い、目標値との乖離状況の把握とその原因分析を行うとともに、今後の取り組みや収支見通しの改定を行います。</p>												

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>安心して下水道を利用していただくため、市広報およびホームページ等を活用し、彦根市公共下水道事業第5期経営計画や経営戦略にかかる進捗状況などを市民に情報発信します。</p> <p>また、経営戦略の事後検証については、計画数値と実績の比較検証を毎年度行います。特に下水道ストックマネジメント計画の策定や平成32年度の地方公営企業法の適用など大きな変更が生じたときには、計画等を見直し新たな指標を設定していきます。</p>
---------------------	---

経営比較分析表（令和3年度決算）

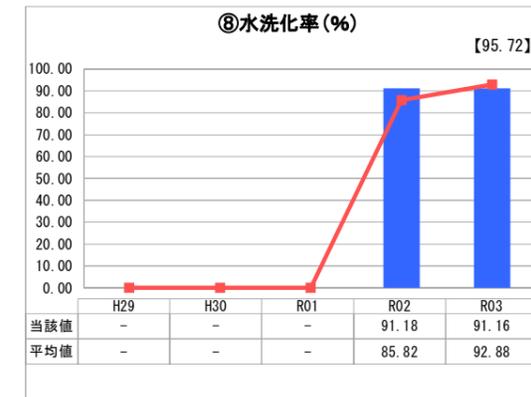
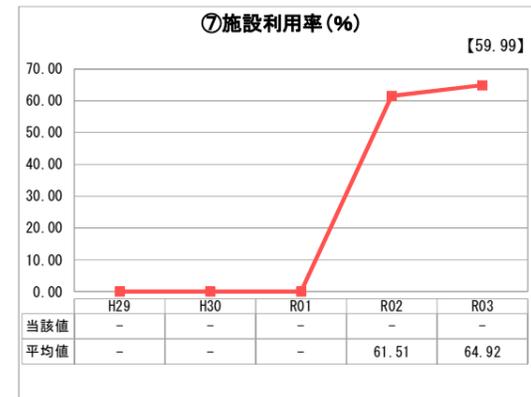
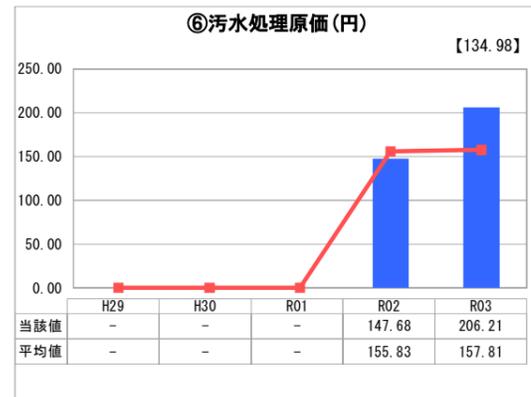
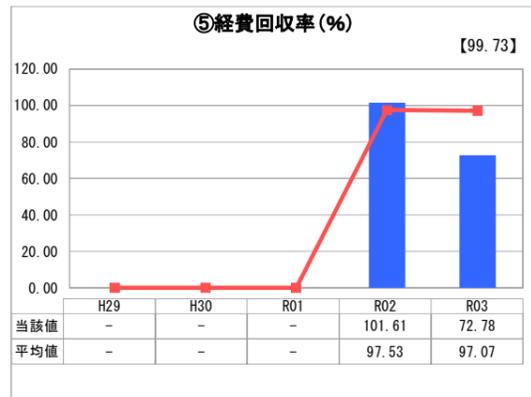
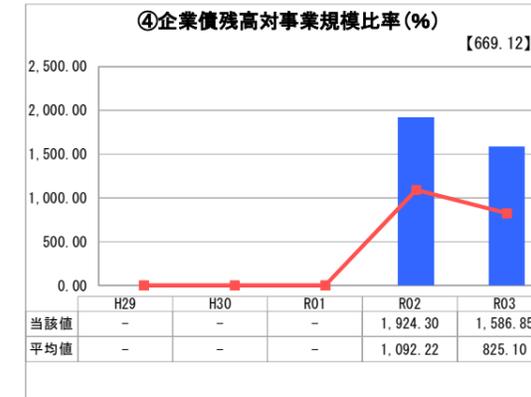
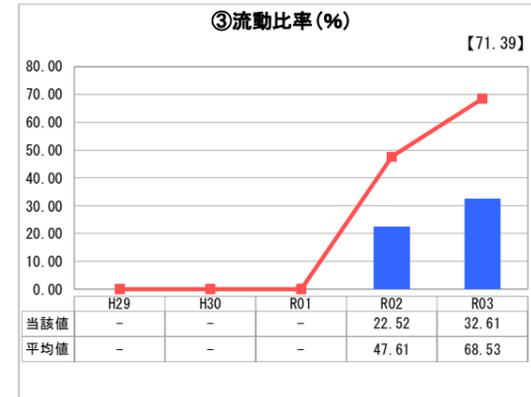
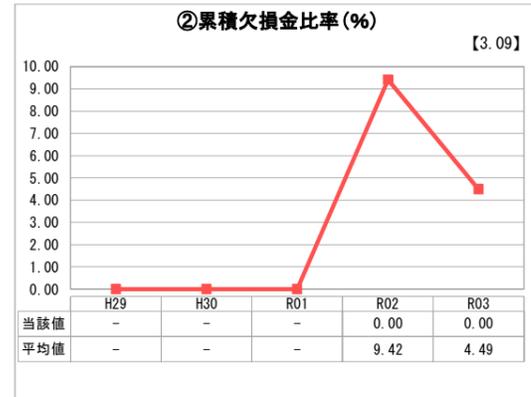
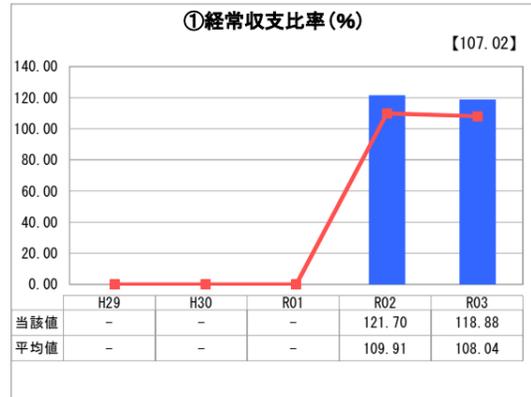
滋賀県 彦根市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Bd1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	50.05	79.31	82.57	2,948

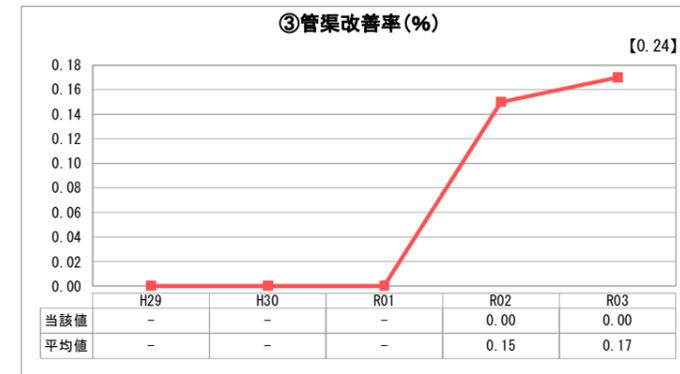
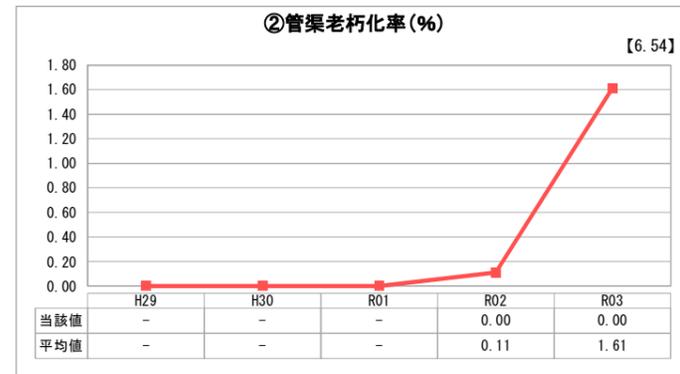
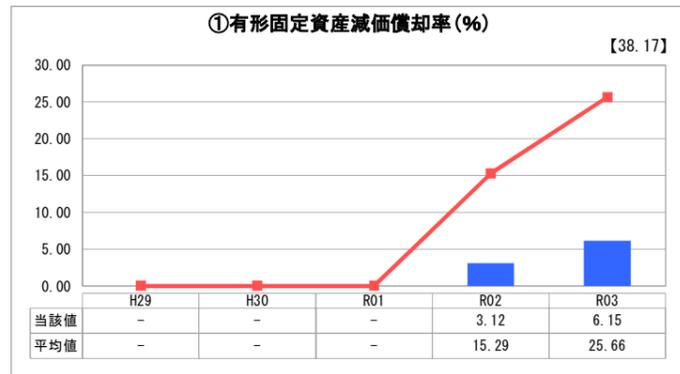
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
111,807	196.87	567.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
88,417	20.19	4,379.25

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[]	令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率については前年度に続き100%を上回っており、全国・類似団体の平均値と比較しても高い水準であるものの、⑤経費回収率については100%を大きく下回る結果となった。今後はより一層の使用料収入の確保に努めていく必要があるものの、本市の下水道事業については、資本費平準化債の活用と一般会計繰入金により収支の均衡を保っており、使用料収入により総費用を賄う健全経営を行うには課題が多い。

③流動比率については、全国・類似団体の平均値を下回っており、高い水準である特定環境保全公共下水道とあわせると数値は改善はするものの、さらなる改善が必要である。

④企業債残高対事業規模比率については、前年度に比べ大きく改善したものの、未だ全国・類似団体の平均値を上回っている。本市においては、現在も未普及地域解消に向けた整備を継続しているところであり、これによる企業債残高の多さが⑥汚水処理原価を引き上げ、⑤経費回収率を悪化させる要因となっている。

⑧水洗化率については、前年度と同水準であるものの、全国・類似団体の平均値を下回る結果となった。公共下水道への接続は、使用料収益に直結することから、引き続き水洗化普及の推進に努めていく。

2. 老朽化の状況について

法定耐用年数を超える施設がないため、該当はない。

全体総括

本市は、未整備地域を残しているため、その早期解消に向けて整備事業を継続して行っている。令和2年度に策定した「彦根市公共下水道事業・第6期経営計画(令和3年度～令和7年度)」および平成29年度から10か年間の「経営戦略」に基づき、経営基盤を強化するために諸課題への対応、各種指標の適正化を図っていく。

また、令和2年度から公営企業会計へ移行したことから、今後は、公営企業会計の下で得られる財務諸表による経営状況の把握や経営分析とともに、使用料の見直しについても検証を進める。

さらに、滋賀県・関係市町と琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の不明水対策などにおいて広域的な連携を積極的に進め、経費縮減に努める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

経営比較分析表（令和3年度決算）

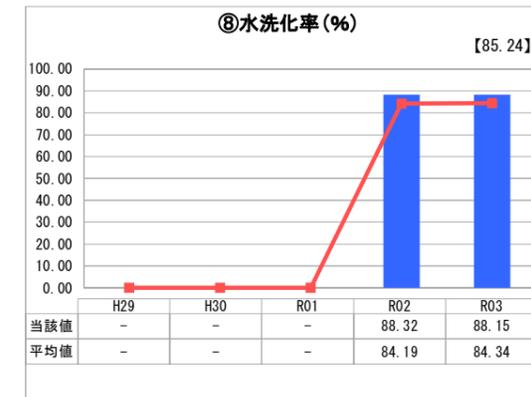
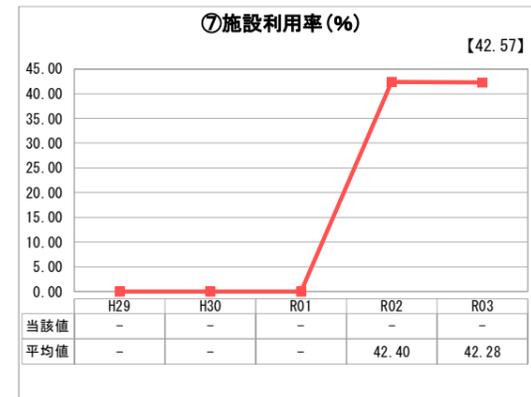
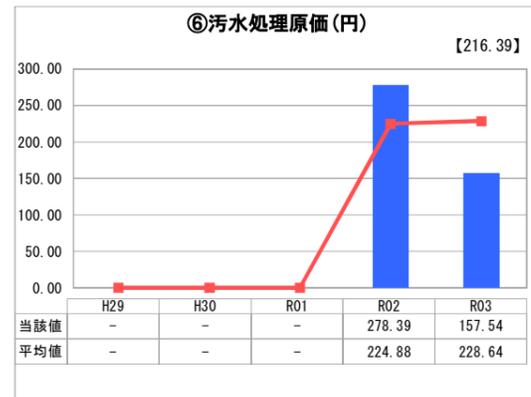
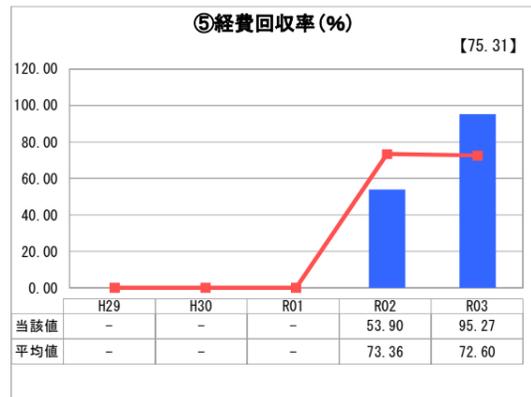
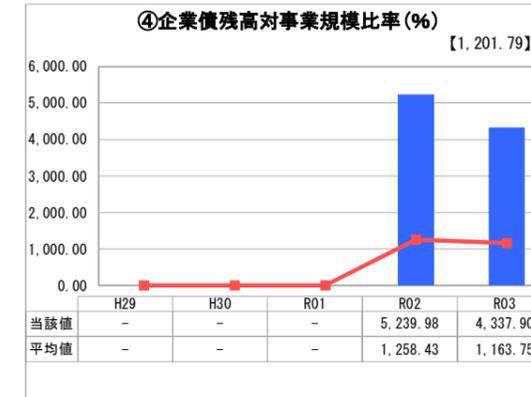
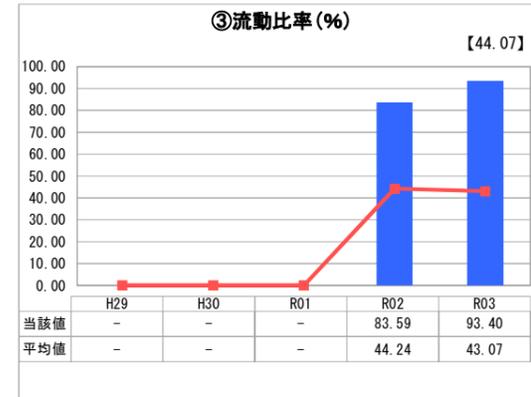
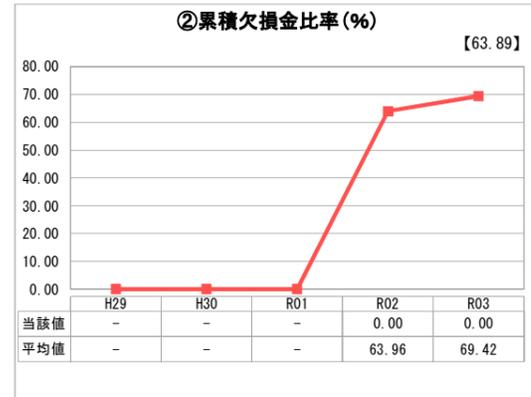
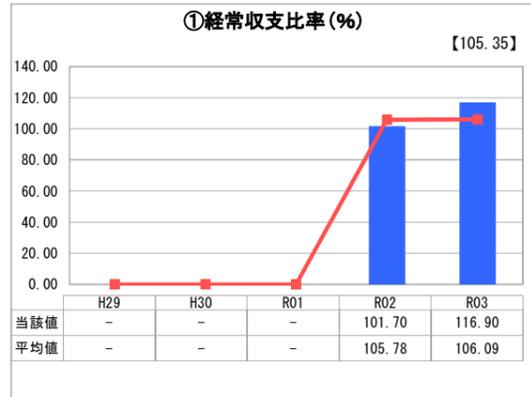
滋賀県 彦根市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	37.12	7.02	82.57	2,948

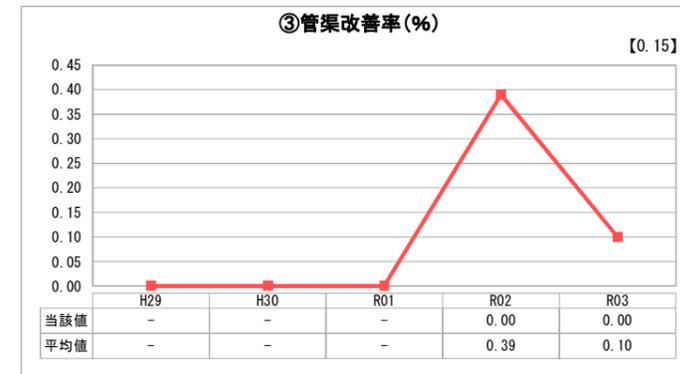
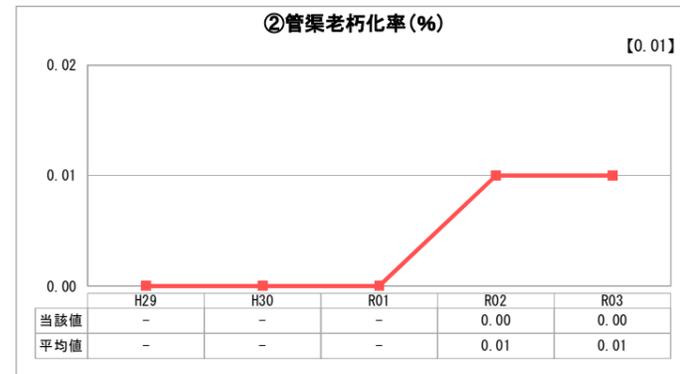
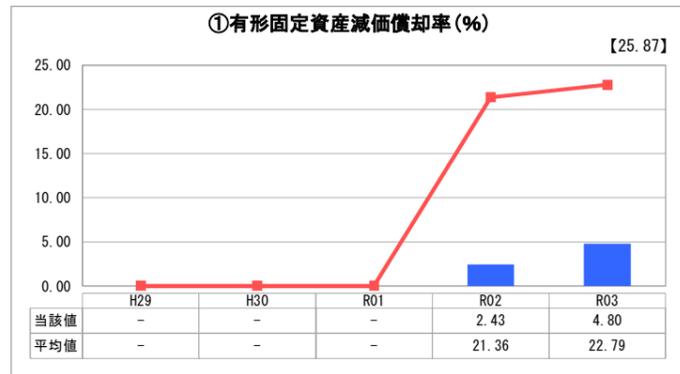
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
111,807	196.87	567.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
7,821	3.22	2,428.88

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経常収支比率については前年度に続き100%を上回っており、⑤経費回収率については100%をわずかに下回っているものの、全国・類似団体の平均値と比較して高い水準であるといえる。

しかしながら、本市の下水道事業については、資本費平準化債の活用と一般会計繰入金により収支の均衡を保っており、使用料収入により総費用を賄う健全経営を行うには課題が多い。

④企業債残高対事業規模比率については、前年度に比べ大きく改善したものの、未だ全国・類似団体の平均値を上回っている。

本市においては、現在も普及地域解消に向けた整備を継続しているところであり、これによる企業債残高の多さが⑥汚水処理原価を引き上げ、⑤経費回収率を悪化させる要因となっている。

⑧水洗化率については、前年度と同水準であるものの、全国・類似団体の平均値を上回る結果となった。

公共下水道への接続は、使用料収益に直結することから、引き続き水洗化普及の推進に努めていく。

2. 老朽化の状況について

法定耐用年数を超える施設がないため、該当はない。

全体総括

本市は、未整備地域を残しているため、その早期解消に向けて整備事業を継続して行っている。令和2年度に策定した「彦根市公共下水道事業・第6期経営計画(令和3年度～令和7年度)」および平成29年度から10か年間の「経営戦略」に基づき、経営基盤を強化するために諸課題への対応、各種指標の適正化を図っていく。

また、令和2年度から公営企業会計へ移行したことから、今後は、公営企業会計の下で得られる財務諸表による経営状況の把握や経営分析とともに、使用料の見直しについても検証を進める。

さらに、滋賀県・関係市町と琵琶湖流域下水道東北部処理区関連の不明水対策などにおいて広域的な連携を積極的に進め、経費縮減に努める。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

